

# 認知症普及啓発イベント企画運営等業務委託 企画提案募集要領

## 1 企画提案の目的

本業務は、鹿児島県認知症施策推進計画策定に向けた認知症普及啓発イベントの企画・実施等に係る業務を委託するため、当企画提案募集要領により事業実施に係る企画・提案等を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものである。

## 2 業務の内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

## 3 事業実施期間

契約締結日～令和8年2月27日(金) (予定)

## 4 企画提案の上限額

3,000千円(消費税及び地方消費税込)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 5 企画提案参加資格

次の(1)～(7)に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第1号から第4号の規定に該当しない者であること。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく再生手続開始の申し立て、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く)にないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 県税について滞納がないこと。
- (7) 本委託業務を適切、公正、中立、かつ効率的に実施することができる団体であること。

## 6 参加申込書・企画提案書等の提出

### (1) 提出物

ア 参加申込書（様式1）	1部
イ 企画提案書（様式2）	1部
ウ 提案書（任意様式）	7部
エ 受託業務実績表（様式3）	1部
オ 事業者の概要書（様式4）	1部
カ 参考見積書（任意様式）	1部
キ 誓約書及び役員等名簿（様式5）（注）	1部
ク その他（任意様式。必要に応じて提出可）	7部

（注）「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づき、県警に照会するために使用する。令和7年度に属する契約について、既に県に誓約書及び役員等名簿を提出し、かつ、提出時から役員等の変更がない場合は、その旨の申出書（様式6）の提出でも可。

### (2) 企画提案の内容

以下ア～イについて、本業務の目的や仕様書の内容を考慮したうえで、提案理由やコンセプトなどを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

- ア 認知症に関する普及啓発イベント
  - ・イベントの内容、開催時期、開催場所の案を説明すること
  - ・イベントの周知方法を説明すること
- イ イベントの広報・実施に合わせたアンケート調査の実施
  - ・アンケートの周知方法及び実施方法を説明すること

### (3) 作成方法

形 式：原則としてA4判タテ、横書き、左綴じとすること。

見積書：報償費、旅費、需用費等の区分別に記載し、内訳を詳細に記載すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

### (4) 提出期限

参加申込書：令和7年5月26日（月）午後5時（必着）

参加申込書以外の提出書類：令和7年5月29日（木）午後5時（必着）

### (5) 提出方法

参加申込書はFAX又は電子メール、その他の書類は持参又は郵送により「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。

#### (6) 留意事項

- ・ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 企画提案書の提出は、参加者1人につき1案のみとし、複数の提案はできない。
- ・ 採用された企画書の使用权は委託者に帰属する。
- ・ 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することがある。
- ・ 契約候補者の決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ・ 企画書の作成、提出及び企画提案に関する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- ・ 参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。

### 7 質問書の提出

本企画提案について質問がある場合は、「質問書」（様式7）により、電子メールで提出すること。

#### (1) 受付期間

令和7年5月19日(月)午後5時まで ※受付期間後の質問は一切受け付けない。

#### (2) 提出物

質問書（様式7）

#### (3) 提出方法

電子メールにより「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。また、電子メールの送信後、電話にて到達確認を行うこと。なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問は受け付けない。

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにて行い、県ホームページにも掲載する。なお、質問の趣旨について、質問者へ問合せを行うことがある。

### 8 企画提案プレゼンテーションの実施

本企画提案に係るプレゼンテーションを以下の日程等で実施する。提案者は、作成した企画提案書を基に企画提案を行うこと。プレゼンテーションを行う順番や時間帯については、別途連絡を行う。なお、やむを得ない事情等が発生した場合、日程を変更する場合がある。

- (1) 日付 令和7年6月2日(月)
- (2) 場所 県庁行政庁舎 会議室
- (3) 時間 1応募者ごとにつき30分程度(説明時間15分程度, 質疑時間15分程度)

## 9 契約候補者の選定方法等

- (1) 審査方法  
選考委員会を設置し、提出された企画提案書の内容を踏まえ、総合的に審査・評価を実施する。ただし、応募多数の場合は、事前選定をする場合がある。
- (2) 契約候補者の選定  
選考委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。なお、提案者が一者の場合は、審査の合計点が満点の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。
- (3) 選考結果の通知  
選考結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査内容及び評価結果については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めない。

## 10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選考委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。
- (3) 委託金額は、事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記4に定める額を上限とする。
- (4) 契約保証金は、鹿児島県契約規則第30条の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同規則第33条の規定に該当する場合は免除する。

## 11 企画提案に関する日程

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 質問提出期限          | 令和7年5月19日(月)午後5時(必着) |
| (2) 参加申込書提出期限       | 令和7年5月26日(月)午後5時(必着) |
| (3) 企画提案書等提出期限      | 令和7年5月29日(木)午後5時(必着) |
| (4) 企画提案プレゼンテーション   | 令和7年6月2日(月)          |
| (5) 選考結果通知, 仕様内容の協議 | 令和7年6月上旬～中旬          |

なお、この企画提案に係る事前説明会は実施しない。

## 12 問合せ先・提出先

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課認知症・生活支援係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2701

FAX番号 099-286-5554

メール [nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp)